

大阪市総合設計許可取扱要綱等の特例に関する要綱

制 定 平成 23 年 5 月 31 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大阪市総合設計許可取扱要綱（昭和 54 年 4 月 1 日制定）及び一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可取扱要綱（平成 15 年 1 月 1 日制定）の特例を定めることにより、公開空地内への公共的自転車駐車場（一般公共の用に供される自転車駐車場で、公開空地内に期間を限定して設置されるものをいう。以下同じ。）の設置を認めることで、歩行者や緊急車両等の円滑な通行を確保し、民間所有の敷地を活用した市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

(公開空地の占有承認)

第 2 条 公開空地内への公共的自転車駐車場の設置に関しては、公開空地の占有行為として、別に定める基準に基づいて市長の承認を受けるものとする。

(占有承認に係る手続き)

第 3 条 前条に規定する占有行為の承認に関する手続きについては、「大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準（昭和 54 年 4 月 1 日制定）第 6 5. 公開空地の占有」又は「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可取扱要綱実施基準（平成 15 年 1 月 1 日制定）第 6 5. 公開空地の占有」の規定を準用する。

(総合設計許可の特例)

第 4 条 総合設計許可（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項、第 86 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項に基づく許可をいう。）に係る建築物について、その敷地の公開空地内に、第 2 条に定める占有行為の承認を受けた公共的自転車駐車場が設置された場合、当該総合設計許可はなおその効力を維持するものとする。

(事 務)

第 5 条 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は、その運用状況、実施効果等を勘案し、実施の日以後 5 年後を目処に見直しを行う。